

令和6年 第10回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月24日 午後3時00分から午後4時20分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（12名）

会長

会長代理

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 3番 | 船 | 川 | 由 | 孝 |
| 2番 | 松 | 島 | 政 | 雄 |
| 1番 | 新 | 井 | 智 | 子 |
| 4番 | 伊 | 丹 | | 栄 |
| 6番 | 石 | 川 | | 広 |
| 7番 | 野 | 川 | | 博 |
| 8番 | 江 | 森 | 敦 | 夫 |
| 9番 | 熊 | 谷 | 隆 | 夫 |
| 10番 | 倉 | 持 | 昭 | 夫 |
| 11番 | 増 | 田 | 隆 | 司 |
| 12番 | 眞 | 中 | 一 | 夫 |
| 13番 | 山 | 中 | | 栄 |

農地利用最適化推進委員（6名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 丸 | 山 | 洋 | 之 |
| 富 | 山 | 悦 | 雄 |
| 梅 | 山 | 友 | 行 |
| 石 | 関 | | 功 |
| 小 | 池 | 昭 | 三 |
| 小 | 川 | | 肇 |

4 欠席委員（2名）

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 5番 | 植 | 竹 | 一 | 寿 |
| 14番 | 増 | 山 | 勝 | 一 |

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 雑草対応状況について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 宮澤徳久 主幹 加藤照樹 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和6年第10回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日は、植竹委員及び増山委員から欠席の連絡をいただいておりますので、出席委員は12名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和6年第7回7月の議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

◆事務局

(令和6年第7回7月の議事録について、説明をする)

◆会長

この件について、ご意見ございますか。

◆委員

11ページの下から7行目の譲渡人の(有)〇〇の〇〇さんとあるのですが、これは譲受人ではないでしょうか。

◆事務局

譲受人でございますので、議事録を訂正させていただきます。

◆会長

何かほかにごございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和6年第7回7月の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、7番 野川博委員、8番 江森敦夫委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

今回は1件ございます。

場所については、資料2、No.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 神扇字中〇〇外2筆、登記地目は田及び畑、現況地目は宅地、面積合計7.9㎡、申請人 大字神扇〇〇 〇〇〇〇、転用目的 既存宅地、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となります。

こちらは、既存宅地による追認の申請となります。

都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に分けられた昭和45年8月25日以前から住宅敷地として使用している部分について、隣地所有者と改めて境界確認をし、一部分を時効取得しましたが、その土地の地目が農地であったため、正式に宅地にすべく今回の申請に至ったものです。

なお、敷地合計面積は、〇〇の宅地527.98㎡及び〇〇の宅地363.15㎡と一体利用で899.03㎡となる予定です。

この案件については、あらかじめ春日部農林振興センターに資料を確認していただいております。許可の見込みがあることを確認しております。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

また、今回の案件は、事務局調査とさせていただきます。

以上です。

◆会長

1番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は3件でございます。

場所については、資料2、No.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 内国府間字順礼〇〇外2筆、地目は登記・現況地目ともに田、合計面積2,425㎡、譲受人 白岡市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 北三丁目〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となっております。

所有権移転となります。

本申請は、49.5Kwの太陽光発電設備を設置するもので、固定買取価格制度ではない非FITであり、発電全量を別会社へ売電する計画です。

資料3の土地利用計画図をご覧ください。

本申請地は3筆ありますが、3か所ともフェンスで周囲を囲い、雨水は敷地内浸透の計画となっています。また、幸手市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの対象であり、環境課に確認したところ、協議中とのことでした。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。
以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

今回の案件につきまして、9月17日に現地を確認し、代理人の〇〇さんに話を伺いました。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、高齢で農機具もなく農地の維持管理が難しいため、(株)〇〇に譲渡することに至ったそうです。

また、譲受人の(株)〇〇は、白岡市に本社を置き、県内や県外に太陽光発電設備を設置している実績のある業者であることから、特に問題はないと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

続いて、3番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 幸手字吉羽前〇〇外1筆、地目は登記・現況地目ともに田、合計面積795㎡、譲受人 大阪市〇〇 (株)〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 大字権現堂〇〇 〇〇〇〇、転用目的 太陽光発電設備、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となります。

所有権移転となります。

本申請は49.5Kwの太陽光発電設備を設置するもので、固定価格買取制度ではない非FITであり、発電全量を関係企業へ売電する計画です。

資料3の土地利用計画図をご覧ください。

本申請地は、フェンスで周囲を囲い、雨水は敷地内浸透の計画となっております。また、幸手市太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの対象であり、環境課に確認したところ、届出があり、協議済とのことでした。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

それでは、この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件につきましては、9月16日に譲渡人である〇〇〇〇さんと面会し、現地も確認し、お話を伺いました。〇〇さんは50代の会社員で勤務が不規則とのことでした。

父親が4年前に他界するまでは、田植え、稲刈り、乾燥調整を全て父親が行っており、〇〇さんは、仕事が休みの日に手伝いをする程度とのことでした。

現在は農機具を処分し、トラクター、管理機、軽トラックのみとのことでした。

なお、父親の他界後は、田植え、稲刈り全て近所の方に依頼していたのですが、その近所の方も高齢になり、今後の農地管理のことを考え、(株)〇〇に譲渡したいとのことでした。

また、(株)〇〇は市内においても太陽光発電事業を手がけていることから、問題はないものと思います。

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

3番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、4番の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

場所については、資料2、No.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 上高野字菩薩前〇〇外1筆、登記地目は田及び畑 現況地目は畑、合計面積126㎡、譲受人 大字上高野〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 栃木県小山市〇〇 〇〇〇〇、転用目的 敷地拡張、農地区分は10ha未満の広がり農地ということで、第2種農地となります。

所有権移転となります。

今回の申請は、譲受人が住宅への出入りに支障を来していたため、隣地の所有者である譲渡人の兄に相談したところ、土地の譲渡について了承をもらえたため申請に至った案件です。〇〇の宅地146.11㎡、〇〇の宅地82.12㎡、〇〇の宅地207.65㎡を合わせた全体面積561.88㎡での計画となります。

資料3の土地利用計画図をご覧ください。

北側からの車両の出入りが困難なため、国道4号線側からの出入口を設け、自己用及び来客用の駐車スペース及び庭として使用する計画となっております。

必要書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えています。

以上です。

◆会長

この案件については〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

先ほど事務局から報告がありましたように譲受人、譲渡人の関係は兄と妹であります。令和3年9月に父親が亡くなり、兄である〇〇〇〇さんが相続を受けた土地であります。今回、譲受人の〇〇〇〇さんは、父親が健在のころ、平成24年に土地の贈与を受けて自己用住宅を建築しています。今回の申請は宅地の敷地拡張ということで、兄の〇〇さ

んも承諾の下、贈与による所有権の移転ということになります。この農地転用により周囲に与える影響はないものと思われま

以上です。

◆会長

ありがとうございました。

4番の案件について質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

議案第2号は終了します。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

なお、1番の案件については〇〇委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いしたいと思います。(〇〇委員退席)

それでは、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

資料1、議案第3号をご覧ください。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について説明させていただきます。

今までは利用権と配分計画が分かれておりましたが、今後は中間管理事業として一本化する流れとなっております。

貸借権又は使用貸借権の設定を受ける者、権利の設定を行う者、土地の所在、地目、面積、契約期間、作物、権利の種類、賃借料の順で読み上げさせていただきます。

番号1、天神島 〇〇〇〇、北三丁目 〇〇〇〇、大字上吉羽字裏〇〇外3筆、田、計4,833㎡、新規、10年、水稻、賃貸借権設定、10a当たりJA埼玉みずほコシヒカリ1等米30kg概算金相当額。

番号1につきましては、引き続き事務局が説明をさせていただきます。

本件にて耕作を行う者ですが、〇〇さんは幸手の地元の担い手として長年大規模に農業をしており、実績、信頼もあり、問題なく耕作していただけるものと思っております。

以上です。

◆会長

1番の案件につきましては、権現堂地区の案件ですが、事務局の説明のみとさせていただきます。

ただいま事務局から説明をいただきましたが、ご質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件については意見なしということよろしいですか。

(異議なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと存じます。(〇〇委員復席)

続いて、2番に移ります。

なお、本案件は私の関係する案件となりますので、一時席を外させていただき、議事進行については会長代理をお願いしたいと思います。(会長退席)

◆会長代理

それでは、会長に代わりまして、議事進行を務めさせていただきます。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

番号2、 神扇 (有)〇〇 (代) 〇〇〇〇、 上吉羽 〇〇〇〇、 大字上吉羽字立野〇〇外8筆、田、合計6,855㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

以上です。

◆会長代理

それでは、2番について権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員、〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、よろしくをお願いします。

◆担当推進委員

(有)〇〇の〇〇さんにお話を伺いました。

今回は、上吉羽地区水田農業プロジェクトのもので、今回の案件は、令和5年10月に更新5年で(有)〇〇との利用権設定をしている農地で、上吉羽地区水田農業プロジェクトによる申請だそうです。

特に問題はないと考えます。

◆会長代理

〇〇委員に2番について説明をいただきましたが、ご質問等はございますか。

(なしの声あり)

2番の案件については意見なしということよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されましたので、会長にお戻りいただきたいと存じます。

(会長復席)

◆会長

続いて、3番から15番について、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

3番、天神島 ○○○○、権現堂 ○○○○、大字上吉羽字立野○○、田、2,386㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

4番、天神島 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字一ツ谷○○外3筆、田、計2,787㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

5番、天神島 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字立野○○、田、2,937㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

6番、権現堂 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字一ツ谷○○外3筆、田、計8,220㎡、新規、10年、水稻、貸借権設定、10a当たりJA埼玉みずほコシヒカリ1等米30kg概算金相当額。

7番、権現堂 ○○○○、権現堂 ○○○○、大字幸手字下谷○○外13筆、田、計18,606㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

8番、幸手 ○○○○、幸手 ○○○○、大字上吉羽字西谷○○外6筆、田、計7,500㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

9番、幸手 ○○○○、幸手 ○○○○外1名、上吉羽字孫田○○、田、1,110㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

10番、上吉羽 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字堀内○○外4筆、田、計9,615㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

11番、上吉羽 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字立野○○外5筆、田、計9,138㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

12番、権現堂 ○○○○、権現堂 ○○○○、大字幸手字吉羽前○○外2筆、田、計4,079㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

13番、上吉羽 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字藤野木○○外8筆、田、計12,769㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

14番、上吉羽 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字藤野木○○外7筆、田、計12,882㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

15番、上吉羽 ○○○○、上吉羽 ○○○○、大字上吉羽字堀内○○外3筆、田、計8,571㎡、新規、10年、水稻、使用貸借権設定。

以上です。

◆会長

それでは、3番から15番について、引き続き権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員、○○委員の意見を伺いたいと思います。

○○委員、よろしくお願いします。

◆担当推進委員

3番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。20年くらい前から〇〇さんに耕作してもらっているとのこと。上吉羽地区水田農業プロジェクトについて農業振興課より連絡があり、今回申請をしたそうです。問題はないと考えます。

4番、〇〇〇〇さんの奥さんに話を伺いました。30年くらい前から〇〇さんに耕作をしてもらっているとのこと。問題はないと考えます。

5番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。農機具はトラクターだけだそうです。今回の申請の田は、昨年から〇〇さんに耕作してもらっているとのこと。問題はないと考えます。

6番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。15年くらい前から〇〇〇〇さんに耕作してもらっているとのこと。問題はないと考えます。

7番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。〇〇さんは、農機具も一通りお持ちで、全部自分で耕作しているとのこと。問題はないと考えます。

8番、〇〇〇〇さんに電話にて話を伺いました。今回申請の田は、自分で耕作しているとのこと。問題はないと考えます。

9番、8番の〇〇さんと外1名で、外1名は妹さんで、共同所有だそうです。

10番、〇〇〇〇さんに電話で話を伺いました。農機具も揃っており、全部耕作しているとのこと。問題はないと考えます。

11番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。農機具も揃っており、自分で耕作しているとのこと。問題はないと考えます。

12番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。農機具も揃っており、自分で耕作しているとのこと。問題はないと考えます。

13番、〇〇〇〇さんに電話で話を伺いました。農機具も揃っており、自分で耕作しているとのこと。問題はないと考えます。

14番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。農機具も揃っており、自分で耕作しているとのこと。問題はないと考えます。

15番、〇〇〇〇さんに話を伺いました。農機具も揃っており、農作業は息子さんの〇〇さんに任せているそうです。問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

3番から15番までについて質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、3番から15番の案件について、意見なしということよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

よる農用地利用集積等促進計画案に対する意見については意見なしということで承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号の説明を事務局、お願いします。

◆事務局

報告第1号、雑草対応状況についてご報告させていただきます。

(雑草対応状況について報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により全ての議事が終了しましたので、局長にお返します。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第5のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

◆局長

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後4時20分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年12月24日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 野 川 博

署名委員 江 森 敦 夫